

証券コード：4691

2026年6月8日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

名古屋市千種区内山三丁目23番5号

ワシントンホテル株式会社

代表取締役社長 長 谷 川 太

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.washingtonhotel.co.jp/corporation/ir/meeting/>



また、上記のほか、以下の東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。アクセスのうえ、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁をご高覧のうえで、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに行使してください。

〔郵送（書面）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「平安の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- （2）インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- （3）書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・会社の体制及び方針
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会におけるお土産等のご用意はございません。

議決権行使 についてのご案内

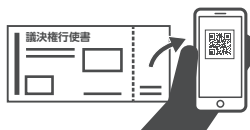
後記に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただける場合

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2026年6月24日(水曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について
その他のご照会

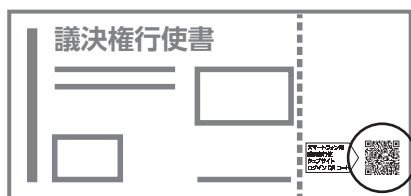
☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

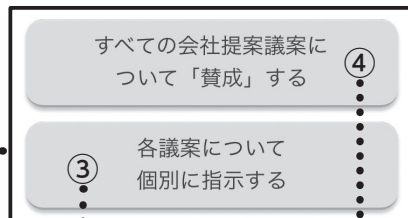


※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



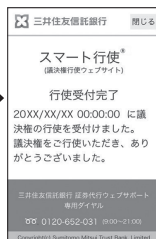
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④全ての会社提案議案について「賛成」する

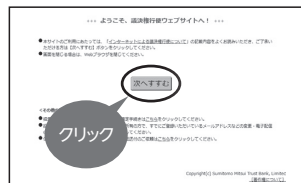


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

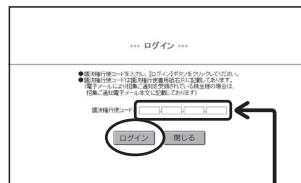
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



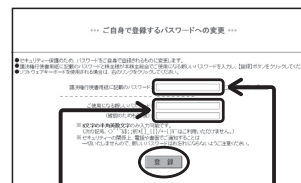
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該方針に鑑みて、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき40円とし、総額485,454,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して検討したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	はせがわ ふとし 長谷川 太 (1961年9月27日) (再任)	1987年11月 当社入社 2002年12月 当社企画開発部東京開発事務所所長 2006年10月 当社奈良ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年 3 月 当社事業改革部部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員兼事業開発部部長 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2021年 6 月 当社取締役常務執行役員兼営業本部本部長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2024年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	42,755株
(取締役候補者とした理由) 長谷川太氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2014年から当社の取締役、2024年から代表取締役社長を務めております。経営、開発、営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	いどがわ まなぶ 井戸川 学 (1968年2月2日) (再任)	1990年 3 月 当社入社 2010年 3 月 当社名古屋錦ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年 6 月 当社総務人事部部長 2015年 6 月 当社執行役員兼総務人事部部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員兼総務人事部部長 2021年 2 月 当社取締役執行役員兼新大阪ワシントンホテルプラザ 総支配人 2024年 6 月 当社取締役常務執行役員兼営業本部本部長兼ワシント ンホテルプラザ事業部事業部長 2024年12月 当社取締役常務執行役員兼営業本部本部長（現任）	19,633株
	(取締役候補者とした理由) 井戸川学氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2020年から当社の取締役を務めておりま す。総務・人事・営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断 し、取締役候補者といいたしました。		
3	た な か りょうすけ 田 中 良 佐 (1969年10月21日) (再任)	1992年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社 R & B 事業部スーパーバイザー 2009年 7 月 当社 R & B 事業部室長 2013年 6 月 当社 R & B ホテル事業部事業部長 2016年 6 月 当社執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 2024年 6 月 当社取締役執行役員兼営業本部副本部長兼 R & B ホテ ル事業部事業部長 2024年12月 当社取締役執行役員兼営業本部副本部長 2025年 9 月 当社取締役執行役員兼事業開発部部長(現任)	15,611株
	(取締役候補者とした理由) 田中良佐氏は、本社部門の責任者を歴任し、2020年から当社の取締役を務めております。営業・開 発における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者とい たしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	ぬ の め ひろし 布 目 浩 (1975年5月17日) (再任)	1998年 3 月 当社入社 2011年 3 月 当社経営企画室室長 2021年 6 月 当社執行役員兼経営企画部部長 2024年 6 月 当社取締役執行役員兼経営企画部部長（現任）	6,480株
	(取締役候補者とした理由) 布目浩氏は、2011年から経営企画部門の責任者を務め、2024年から当社の取締役を務めております。経営企画における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者いたしました。		
5	つ お のりふみ 津 尾 則 文 (1967年4月18日) (新任)	1991年 3 月 当社入社 2011年 3 月 当社総務人事部室長 2021年 2 月 当社総務人事部部長 2023年 6 月 当社執行役員兼総務人事部部長 2024年 6 月 当社執行役員兼経理財務部部長（現任）	6,386株
	(取締役候補者とした理由) 津尾則文氏は、本社部門の責任者を歴任し、2023年から当社の執行役員を務めております。管理部門における豊富な経験及び見識が、当社の経営に活かされるものと判断し、新任の取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	ふ か つ え つ お 深 津 越 雄 (1961年3月4日) (新任)	1984年 4 月 興和新薬株式会社（現 興和株式会社）入社 2005年10月 興和株式会社 2008年 6 月 興和創薬株式会社（現 興和株式会社） 2013年 6 月 同社執行役員東京第一支店支店長 2020年 4 月 興和株式会社執行役員大阪支店支店長 2022年 6 月 興和ファシリティマネジメント株式会社（現 興和ファシリティズ株式会社）常務取締役 2023年 6 月 同社代表取締役社長 2025年10月 興和ファシリティズ株式会社代表取締役社長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 興和ファシリティズ株式会社代表取締役社長	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 深津越雄氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。今回選任された場合には、当社の経営全般に対し、適切な監督や有益な助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 津尾則文、深津越雄の両氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 上記所有株式数には、ワシントンホテル役員持株会名義における持分を含めた実質持株数を記載しております。(1株未満を切り捨てて記載しております)
4. 深津越雄氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者である深津越雄氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
6. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	やまぐち ま さ き 山 口 正 樹 (1964年2月4日) (再任)	1988年 8 月 当社入社 2021年12月 当社監査室室長 2024年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	391株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 山口正樹氏は、監査部門における豊富な経験及び見識を有していることから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	な ご し よ う こ 名 越 陽 子 (1971年12月21日) (再任)	2008年12月 弁護士登録 2009年 1 月 瀬古賢二法律事務所入所 2011年 4 月 中京市民法律事務所開所 2014年11月 株式会社コネクトホールディングス（現 株式会社アスリナ）社外取締役 2016年11月 株式会社ジー・スリーホールディングス（現 株式会社アスリナ）社外取締役（監査等委員） 2018年 3 月 グランツ法律事務所開所 パートナー弁護士（現任） 2020年 1 月 株式会社ＳＢＹ社外取締役 2021年 9 月 株式会社Green Micro Factory社外取締役 2022年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任） 〔重要な兼職の状況〕 グランツ法律事務所パートナー弁護士	0株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 名越陽子氏は、弁護士としての豊富な経験及び見識を有していることから、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。今回選任された場合には、弁護士としての立場から、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	きむら やすのり 木村保徳 (1987年9月27日) (新任)	2008年12月 有限責任監査法人トーマツ入所 2012年11月 公認会計士登録 2018年10月 公認会計士木村保徳会計事務所開設 〔重要な兼職の状況〕 公認会計士木村保徳会計事務所 代表	0株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 木村保徳氏は、公認会計士としての豊富な経験及び見識を有しており、当社の経営において的確な助言・提言を行っていただけると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。今回選任された場合には、会計専門家としての立場から、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。		

- (注) 1. 木村保徳氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 名越陽子、木村保徳の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 名越陽子、木村保徳の両氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役候補者とした理由に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 当社は、名越陽子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には届出を継続する予定であります。また、木村保徳氏が選任された場合は、同氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 名越陽子氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって4年となります。
7. 取締役候補者である山口正樹、社外取締役候補者である名越陽子の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、木村保徳氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
8. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

【参考資料】

当社は、取締役候補者の選任においては、それぞれの人格及び知識・経験・能力等を十分考慮し、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質をそなえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。

また、当社の業務に精通した「常勤取締役」と、他社での経営経験等豊富な知見を持ち合わせた「社外取締役」を組合せることで、取締役会全体として、知識・経験・能力をバランス良く備えた構成となるよう心がけております。

議案が承認された場合に当社取締役が有する能力・経験は以下のとおりです。

	氏名	性別	独立性	取締役を求める専門性と経験						
				企業経営・経営戦略	財務・会計	営業	法務・コンプライアンス	人事・人材開発	店舗開発	IT・テクノロジー
取締役	長谷川 太	男		●	●	●	●		●	
	井戸川 学	男		●		●	●	●		
	田中 良佐	男		●		●			●	●
	布目 浩	男		●	●			●		●
	津尾 則文	男		●	●		●	●		
	深津 越雄	男	社外	●		●	●			
監査等委員	山口 正樹	男		●		●				
	名越 陽子	女	独立社外	●			●			
	木村 保徳	男	独立社外	●	●					

各人の有するスキル等のうち、主なものに●を付けています。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響等の懸念や、中東を中心とした海外情勢の不確実性等により、先行き不透明な状況が続いております。

ホテル業界におきましては、大阪・関西万博の開催による需要押し上げ効果に加え、2025年の訪日外国人客数が4,268万人と過去最多となるなど、国内レジャー及びインバウンド需要は総じて堅調に推移いたしました。しかしながら、11月からの中国政府による渡航自粛要請の影響による中国人インバウンド客の減少は継続しており、今後の動向には留意する必要があります。

このような環境下、前期から当期にかけて全館リニューアルを完了した計4事業所（注1）の収益性が向上したほか、エリア別では大阪・関西万博の開催があった近畿地区や名古屋駅前・岡山・博多の各地区が好調に推移いたしました。また、その他の地域においても、設備刷新による商品力向上を背景としたレベニューマネジメントの精度向上やセールスプロモーション活動が奏功し、RevPAR（販売可能な客室1室当たりの売上）は前年同期を上回りました。

当期は、「睡眠・入浴・朝食」にこだわった全館リニューアルをワシントンR&Bホテル3事業所で実施し「名古屋栄東」は2026年2月、「新横浜駅前」は同年4月に完了、さらに「札幌北3西2」も同年6月に完了予定です。また、当社独自の取り組みである『選べるマットレス』（「エアウィーヴ」または「西川・AiR（エア）」のいずれかを選択可能）については、新たにこれら3事業所に加え、新大阪ワシントンホテルプラザの全室に導入いたしました。今後も本施策を推進し、良質な睡眠の提供を通じて顧客満足度の向上及び他社との差別化を図ってまいります。さらに、コネクティングルームの新設を当期は8事業所で実施いたしました。既に導入済の事業所にて高い評価をいただいております、来期も導入を加速してまいります。

販売促進面では、国内外の旅行代理店及び国内法人への営業強化に加え、地方自治体主催の商談会や海外の旅行博覧会への参加を通じて関係構築を図りました。また、2025年4月に名称変更した当社公式宿泊予約サイト「ワシントンネット」では、価格優位性の確保や予約受付期間の延長、販促キャンペーンの実施により販売拡大と新規会員の獲得に取り組みしました。これらの結果、3月末時点の会員数は期初比11万2千人増加し、61万7千人となりました。

さらに、2026年2月には、「ワシントンホテル」商標を共同保有する藤田観光株式会社と

の間でブランド価値向上を目的とした業務提携契約を締結し、2026年4月より両社会員による「会員プログラム」の相互利用を開始しました。また、株主優待券の相互利用についても協議を進めております。

飲食・宴会部門におきましては、季節食材を活用したメニューの提供やインターネット予約の利便性向上に加え、法人向けセールスの強化や観光バス団体向けランチ営業の拡充に取り組みました。また、宿泊者向け特別メニューの提供や各地の郷土料理を取り入れた朝食催事を展開し、集客力の向上に努めました。

なお、当事業年度の客室稼働率は、前事業年度比で2.6ポイント増加の71.7%（第1四半期会計期間72.0%、第2四半期会計期間72.9%、第3四半期会計期間78.1%、第4四半期会計期間63.6%）となりました。（注2）また、ADR（平均客室販売単価）は、前事業年度比で、10.8%増加の8,649円（第1四半期会計期間8,542円、第2四半期会計期間8,489円、第3四半期会計期間8,983円、第4四半期会計期間8,541円）となり、RevPAR（販売可能な客室1室あたりの売上）は、前事業年度比で15.0%増加し、6,200円となりました。

外国人宿泊比率については、11月以降、中国からの宿泊に減少がみられたものの、韓国・台湾を中心に利用が増加したことに加え、リニューアルホテルでの増加や一部事業所における海外ゴルフパック利用の拡大等により、前年同期比1.3ポイント上昇し10.7%となりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高24,192百万円（前期比2,845百万円の増収）、営業利益は3,818百万円（前期比1,577百万円の増益）、経常利益は3,276百万円（前期比1,521百万円の増益）、当期純利益は3,027百万円（前期比1,011百万円の増益）となりました。

なお、当社は、ホテル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

注1. 全館リニューアルは、前期2024年7月に「ワシントンR & Bホテル大塚駅北口」、同年8月に「熊本ワシントンホテルプラザ」が完了。当期は2025年4月に「ワシントンR & Bホテル京都駅八条口」と「ワシントンR & Bホテル梅田東」が完了。

注2. 客室稼働率・RevPARは、全館リニューアルによる販売不能客室を控除したうえで算出しております。

各事業の営業概況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業名	売上高（百万円）			
	前期実績	当期実績	前期比	増減率
ワシントンホテルプラザ事業	10,614	11,817	1,203	11.3%
ワシントン R & B ホテル事業	10,520	12,174	1,654	15.7%
その他	212	201	△11	△5.6%
合計	21,347	24,192	2,845	13.3%

（注）収益認識基準による売上高の調整をその他の部門で行っております。

（2）設備投資等の状況

当期に実施した設備投資の総額は1,576百万円であり、その主なものは、ワシントン R & B ホテル（梅田東、京都駅八条口、名古屋栄東、新横浜駅前、札幌北3西2）、計5ホテルのリニューアル（建物附属設備、器具備品）等であります。

（3）資金調達の状況

当期の設備投資に必要な資金につきましては、前期までに実施した金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

（4）対処すべき課題

今後につきましては、全国的なビジネス宿泊需要は大幅な増加が見込みにくい一方、アジア競技大会の開催や、シルバーウィークを中心とした曜日配列の好影響もあり、イベント・観光・レジャー需要は引き続き底堅く推移する見通しです。また、訪日外国人客数についても堅調に推移し、宿泊需要を下支えするものと見込んでおります。このような環境下、当社は以下を重点課題と認識し、それぞれの施策に取り組んでまいります。

①商品価値の向上

2027年3月期は、ワシントン R & B ホテル2館（博多駅前第1、仙台広瀬通駅前）において、全館リニューアルを行います。加えて、その他の事業所においても、複数名利用対応強化としての『コネクティングルーム』の増室や独自性を強化するための『選べるマットレス』の拡充など、様々なお客様のニーズにお応えする商品展開を行いながら、顧客満足度の向上を図ってまいります。

②販売促進強化と収益性向上

国内外の旅行代理店や法人への営業活動、旅行商談会への参加、自治体との関係づくりを継続強化するほか、予約センターの機能も高めてまいります。加えて、生成AI検索への対応を含むデジタルマーケティング施策も一層進化させてまいります。また、レベニューマネジメントにおいては、需給動向を的確にとらえ、その内容が速やかに反映できる仕組みの高度化を進め、RevPARの向上を図ってまいります。なお、運営コストの増加に対しては、生産性の向上推進と商品力の強化により販売単価アップにて対応してまいります。

③ブランド価値向上と顧客基盤強化

藤田観光株式会社との宿泊予約サイトの会員相互送客及び株主優待の相互利用につきましては、利用施設の拡大や利便性の向上を進めつつ、両社の顧客基盤を活かした実効性の高い提携へと発展させることで、ブランド価値の向上につなげてまいります。また、当社公式予約サイト「ワシントンネット」につきましては、こうした提携効果と、予約期間や価格面での優位性をアピールすることで会員数の拡大を図り、利用促進につなげてまいります。

④拠点の拡大

拠点拡大においては、従来の立地やホテル業態にこだわらず、新規案件に関する情報収集を進めるべく、関係先との連携強化に取り組んでまいります。また、出店基準及び収支基準の明確化や開発体制の強化を通じて、迅速かつ適切な意思決定を行うことで、着実な拡大を目指してまいります。なお、2027年3月には、ワシントンR & Bホテル浜松駅南口（仮称）が開業する予定です。

⑤人材確保と育成

当社の将来を担う人材の確保・育成のため、中途採用も含めた、特に若年層の採用強化に取り組むほか、外国人材については、在留資格をふまえたうえでより幅広く活躍できるよう、育成を進めてまいります。また、全社員を対象として実施している動画研修カリキュラムに加え、外部講師を含めた定期的な研修を実施しております。更に、今後は各ホテルの接客担当者を選抜した専門研修をより充実させることで、全社的な接客力の向上を進めてまいります。

(5) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 2023年3月期	第63期 2024年3月期	第64期 2025年3月期	第65期 (当事業年度) 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	17,532	18,294	21,347	24,192
経 常 利 益 (百万円)	2,815	937	1,755	3,276
当 期 純 利 益 (百万円)	3,215	835	2,015	3,027
1 株当たり当期純利益 (円)	266.63	69.30	167.13	252.12
純 資 産 (百万円)	6,607	7,539	9,446	12,184
総 資 産 (百万円)	35,706	33,072	33,545	34,332

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、「ワシントンホテルプラザ」、「ワシントンR & Bホテル」の2ブランドのホテル事業を主たるサービスとし、宿泊・レストラン・宴会等の業務を行っております。

(7) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本社	名古屋市千種区内山三丁目	
事業所	ワシントンホテルプラザ事業	新大阪ワシントンホテルプラザ (大阪市淀川区西中島五丁目) 他17事業所
	ワシントンR & Bホテル事業	ワシントンR & Bホテル名古屋新幹線口 (名古屋市中村区則武二丁目) 他24事業所

(8) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
428名	45名増	38.4歳	9.1年

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者（1名）及び派遣社員は含んでおりません。
2. 上記のほかにパートタイマー351名（1日8時間換算による期中平均人員、前期比1名減）を雇用しております。

(9) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	5,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,695百万円
株式会社みずほ銀行	1,932百万円
株式会社三井住友銀行	537百万円
株式会社商工組合中央金庫	435百万円

- （注） 上記の借入金残高には、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする金融機関10社によるシンジケートローン（タームローン）の残高8,613百万円の一部が含まれます。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,136,353株（自己株式 33,647株を除く）
 (3) 株主数 7,870名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
興 和 フ ァ シ リ テ ィ ズ 株 式 会 社	1,433,520株	11.81%
藤 田 観 光 株 式 会 社	861,280	7.10
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1	509,300	4.20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	503,000	4.14
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	503,000	4.14
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	495,000	4.08
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/MBBC LIENT ASSETS 2	437,600	3.61
株 式 会 社 近 藤 紡 績 所	316,800	2.61
名 古 屋 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	297,000	2.45
ア パ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	296,600	2.44

- (注) 1. 持株数が同数の株主については、五十音順に記載しております。
 2. 持株比率は自己株式（33,647株）を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式141,800株（取締役向け株式交付信託）は含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	内 田 和 男	
取締役社長（代表取締役）	長 谷 川 太	社 長 執 行 役 員
取 締 役	井 戸 川 学	常 務 執 行 役 員 兼 営 業 本 部 本 部 長
取 締 役	田 中 良 佐	執 行 役 員 兼 事 業 開 発 部 部 長
取 締 役	布 目 浩	執 行 役 員 兼 経 営 企 画 部 部 長
取 締 役	小 県 昌 彦	興和ファシリティーズ株式会社代表取締役会長
取締役（常勤監査等委員）	山 口 正 樹	
取 締 役（監 査 等 委 員）	小 島 浩 司	監 査 法 人 東 海 会 計 社 代 表 社 員 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員） ゼネラルパッカー株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役（監 査 等 委 員）	名 越 陽 子	グランツ法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 小県昌彦氏、小島浩司氏及び名越陽子氏は、社外取締役であります。
2. 小島浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山口正樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 小島浩司、名越陽子の両氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 2026年3月31日をもって、取締役小県昌彦氏は、辞任により退任いたしました。なお、当該取締役の担当及び重要な兼職の状況は、退任時のものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、2021年2月12日開催の取締役会において決議いたしました。役員の報酬等につきましては、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を確認したうえで、当社の経営状況、従業員給与等との均衡を総合的に勘案して決定することとし、当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月27日（第57回定時）であり、決議の内容は監査等委員である取締役を除く取締役の年間報酬総額の上限を1億5千万円（うち、社外取締役は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。当該定時株主総会終結時点の員数は8名（うち社外取締役2名）。）、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数は3名（うち社外取締役2名）。）とするものであります。

社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、a. 基本報酬、b. 短期インセンティブ報酬としての賞与、c. 長期インセンティブ報酬としての株式報酬から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としています。各報酬要素の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬

取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

賞与支給率が100%のときの賞与額は、基本報酬の概ね20%～40%の範囲であり、株主総会后に金銭で支給します。

賞与支給率の算定にあたっては、以下の指標に応じて0%～200%の範囲で決定します。

- ・ 売上高及び利益の単年度目標に対する達成度
- ・ 売上高及び利益の前年度実績からの改善度
- ・ 各取締役個人の会社貢献度

但し、当期純利益が赤字の場合、当該年度の賞与は不支給とします。

ｃ．長期インセンティブ報酬としての株式報酬

当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

第57回定時株主総会の決議を経て定められた上限額とは別枠で、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるものであります。なお、株式報酬は、基本報酬の概ね20%～50%の範囲であり、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

株式報酬等の額、内容は以下のとおりであります。

イ	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
ロ	対象期間	第64回定時株主総会終結日から2030年6月の定時株主総会終結の日まで
ハ	ロの対象期間において、イの対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
ニ	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
ホ	イの対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント
ヘ	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
ト	イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

なお、当該株式報酬制度は、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会にて導入を決議しており、当該定時株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役を除く取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

当事業年度における監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、2025年6月25日開催の取締役会において、常勤取締役の減額幅を元に戻す旨の決議をしております。当社取締役会は2025年3月期及び足元の業績が計画を上回る水準で推移している状況をふまえ、当該内容は決定方針に沿うものであると判断いたしました。

監査等委員である取締役の報酬については、第57回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

基本報酬・賞与・株式報酬の構成比は、賞与100%支給時を前提として、概ね7～6対2～1対3～1の範囲となります。

なお、取締役については、退職慰労金の制度はありません。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	90,959	66,155	9,600	15,204	6
（うち社外取締役）	(2,640)	(2,640)	(－)	(－)	(1)
取締役（監査等委員）	14,058	14,058	－	－	3
（うち社外取締役）	(6,000)	(6,000)	(－)	(－)	(2)

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対し賞与を支給しております。業績連動報酬等に係る業績指標は、売上高及び経常利益です。2024年3月期の売上高は18,294百万円、経常利益は937百万円であり、2025年3月期の売上高は21,347百万円、経常利益は1,755百万円でした。当社の役員報酬はこれら業績指標と各取締役の会社への貢献度等を総合的に勘案し、基本報酬を基準として算定しております。
2. 非金銭報酬等は、株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外取締役に関する事項

① 取締役 小島昌彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社の主要株主である興和ファシリティーズ株式会社の代表取締役会長でありましたが、2026年3月31日をもって退任しております。

なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回中10回に出席しております。事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般に対し有益な発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしておりますが、2026年3月31日をもって一身上の都合により辞任されました。

② 取締役（監査等委員） 小島浩司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査法人東海会計社の代表社員であります。

株式会社ヤガミの社外取締役（監査等委員）であります。

なお、いずれも同社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回中14回、また監査等委員会14回中12回に出席しております。公認会計士としての豊富な経験及び見識に基づき、経理・財務面を中心にガバナンスの適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

③ 取締役（監査等委員） 名越陽子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

グランツ法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回全て、また監査等委員会14回全て出席しております。弁護士としての豊富な経験及び見識に基づき、法務・コンプライアンス面を中心にガバナンスの適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,880,275	流 動 負 債	11,630,315
現 金 及 び 預 金	6,426,303	買 掛 金	155,339
売 掛 金	1,556,837	1年内返済長期借入金	8,613,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	48,276	リ ー ス 債 務	151,480
前 払 費 用	526,505	未 払 金	1,323,388
そ の 他	322,352	未 払 法 人 税 等	38,435
固 定 資 産	25,452,361	未 払 費 用	638,039
有 形 固 定 資 産	19,742,939	与 引 当 金	173,682
建 物	9,785,920	契 約 負 債	96,610
工具、器具及び備品	223,427	そ の 他	440,337
土 地	5,562,931	固 定 負 債	10,517,956
リ ー ス 資 産	3,862,531	長 期 借 入 金	5,000,000
建 設 仮 勘 定	134,586	長 期 未 払 金	164,981
そ の 他	173,540	株 式 報 酬 引 当 金	73,771
無形固定資産	160,659	リ ー ス 債 務	4,773,121
電 話 加 入 権	21,047	資 産 除 去 債 務	443,499
ソ フ ト ウ エ ア	124,790	そ の 他	62,583
そ の 他	14,821	負 債 合 計	22,148,272
投資その他の資産	5,548,762	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	376,516	株 主 資 本	12,931,628
長 期 前 払 費 用	121,675	資 本 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	588,931	資 本 剰 余 金	4,311,818
差 入 保 証 金	4,441,074	資 本 準 備 金	3,754,161
長 期 貸 付 金	2,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	557,657
そ の 他	37,464	利 益 剰 余 金	8,704,850
貸 倒 引 当 金	△18,900	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,704,850
資 産 合 計	34,332,636	繰 越 利 益 剰 余 金	8,704,850
		自 己 株 式	△185,041
		評価・換算差額等	△747,263
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	173,610
		土 地 再 評 価 差 額 金	△920,874
		純 資 産 合 計	12,184,364
		負債及び純資産合計	34,332,636

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I 売 上 高			24,192,829
II 売 上 原 価			19,530,402
売 上 総 利 益			4,662,426
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			844,373
営 業 利 益			3,818,053
IV 営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,138		
受 取 手 数 料	11,420		
受 取 保 険 料 他	10,515		
そ の 他	4,689		42,763
V 営 業 外 費 用			
支 払 利 息	527,133		
支 払 手 数 料 他	54,402		
そ の 他	2,830		584,366
経 常 利 益			3,276,450
VI 特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	5,889		
減 損 損 失	34,184		40,073
税 引 前 当 期 純 利 益			3,236,376
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,435		
法 人 税 等 調 整 額	170,654		209,090
当 期 純 利 益			3,027,286

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

ワシントンホテル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢司
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 本田 一暁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワシントンホテル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

ワシントンホテル株式会社 監査等委員会

監査等委員	山口 正樹	㊟
監査等委員	小島 浩司	㊟
監査等委員	名越 陽子	㊟

(注) 監査等委員 小島浩司及び名越陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「平安の間」

交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約1分
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。

